

政 委 第 20 号

平成 15 年 11 月 13 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村 松 岐 夫

平成 14 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 15 年 8 月 29 日付をもって貴委員会から通知のありました「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成 14 年度における業務の実績に関する評価結果について」及び「内閣府所管「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構」の平成 14 年度における業務の実績に関する評価結果について」について、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らいください。

今回の評価は、独立行政法人制度創設以来 2 回目の評価でしたが、いずれの独立行政法人評価委員会の評価結果においても、初回の評価の経験を活かし、様々な工夫・改善が認められたところであり、皆様の御労苦に対し、改めて敬意を表します。

当委員会としては、貴委員会から通知いただいた評価結果について、昨年と同様、法人の設立目的に照らした業務実績や、業務実施に当たっての経営戦略の進展状況、法人の財務内容、法人のコスト削減努力等が、どのようなデータに基づき、どのように評価されているかという視点を中心に、

当委員会の昨年の意見を踏まえ、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめてまいりました。

当委員会の昨年の意見については、各方面からいただいたコメントの中に、当委員会の意見に沿ってデータを把握し、評価を行うと、評価自体が法人に過度の負担をもたらすのではないかと懸念する声があったことから、当委員会としても、今回の評価においては、評価の在り方の観点をも勘案しつつ評価作業に取り組んでまいりました。当委員会としては、

当委員会の昨年の意見において、評価に当たって把握するようお願いしたデータは、基本的に、評価のためだけに把握・分析が求められるものではなく、そもそも、業務運営上の自律性を与えられた法人の長が法人運営上の判断を行う際に把握・分析すべきものであり、むしろそのようなデータに基づく評価を推進することにより、効果的、効率的な法人運営を促すことにつながる、

独立行政法人は、法律・財政上の特別の地位が与えられた上で、政策実施機能に係る一定の事務・事業を担う法人である以上、事後的には、その自主的な運営の結果を業務面、財政面全般にわたって国民にわかりやすい形で明らかにし、評価を受ける等高度な透明性を確保しなければならないとの認識に至りました。こうしたことから、当委員会としては、今回の評価に当たっても、昨年と同様の姿勢に立って二次的、横断的な評価を行うこととし、本意見を取りまとめたところです。本意見について、昨年の意見と併せて、その具体化が着実に図られることを要望いたします。

次回の独立行政法人評価からは、特殊法人等改革の一環として、本年10月に設立された独立行政法人についても評価の対象となります。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等が克服されることが期待されており、独立行政法人評価の役割が一層重要なものとなっています。各独立行政法人評価委員会におかれましては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えていくことができるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、更なる御尽力をお願いいたします。

平成 14 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

【独立行政法人国立公文書館】

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 歴史公文書等 1 冊当たりの処理経費については、内閣府独立行政法人評価委員会の平成 14 年度評価結果に指摘されているように、歴史公文書等の種類等による作業の難易度の違いに応じて大きく差異が生じ得る状況が判明し、中期目標期間の半分以上が経過したにもかかわらず、当該処理経費の 10 パーセント削減という中期目標の達成状況を適切に測る具体的指標が調えられていない。このため、類似機関の状況をも参考としつつ、歴史公文書等の種類ごとの処理経費の削減状況を測る指標を早急に設定する等により、達成状況の適切な測定が可能となるよう、内閣府独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。
- ・ 本法人の業務等の性格を踏まえると、中期計画等の定量化・具体化を更に推進するため、例えば、閲覧、貸出し等に要する時間の短縮等の業務の質の向上の面からの定量的・具体的目標や、法人内部で定められている計画値等を盛り込むことにより、中期計画等の実施状況等の客観的かつ適切な評価と評価結果の業務等への的確な反映を一層推進する余地があると認められることから、内閣府独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。

【独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構】

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図

っていく必要がある。

- ・ 中期目標において、機構の業務全般について点検し、見直しを行うこととされ、更にその達成のために定められた中期計画において支部の業務運営の効率化が重点項目とされていることを踏まえ、評価に当たっては、本部、支部を通じて、各々の業務量及び業務内容と要員の配置状況や内部組織の状況に着目し、可能な限り定量的・具体的な評価を毎年行い、その結果を見直しに反映することができるようにすべきである。

【所管法人共通】

平成 14 年度業務実績に関する内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見については、15 年度業務実績に関する評価と合わせて、その反映状況のフォローアップが行われることを期待する。

また、目標・計画の一層の定量化・具体化の検討、節減目標の具体的な達成状況を定量的に把握した評価の実施等これまでの当委員会の意見において述べた事項についても検討を進め、逐次その反映、具体化が行われることを要望する。

さらに、平成 14 年度業務実績に関する各府省独立行政法人評価委員会の評価結果についての横断的分析等を行った結果、独立行政法人評価の厳格性・信頼性の更なる向上を図るため、業務実績の経年的分析・評価及び受託業務等の分析・評価について、必要と認められる事項を別添のとおりとりまとめたので、これらについても逐次その反映、具体化が行われることを要望する。

なお、平成 15 年 8 月 1 日の閣議における内閣総理大臣発言を踏まえ、各法人の中期目標等に定める経費削減目標等については、15 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人の中期目標等を参考に、可能な限り速やかに、遅くとも次期中期目標期間が始まるまでの間に、適切に見直されることとなるよう、内閣府独立行政法人評価委員会から法人又は内閣総理大臣における適切な措置の検討を要請することを期待する。

業務実績の経年的分析・評価及び受託業務等の分析・評価の
厳格性・信頼性の更なる向上のために

【研究開発業務の評価の観点】

研究開発業務の評価については、その評価に当たって、当該研究開発業務の目的、内容や性格（基礎、応用、開発、試験調査等）に応じて用いた主な観点及び当該主な観点ごとの分析結果を、評価書等においてそれぞれ具体的に明示することにより（法人の自己評価の一部又は全部を用いて評価を行った場合には、用いた自己評価の観点及び当該観点ごとの分析結果を参考資料等として添付することにより）評価結果の客観性・具体性を向上させるとともに、複数年度分の評価書等を参考資料として活用することが可能となることを期待する。

【国等からの受託費等により行う研究開発業務についての評価の観点】

評価に当たっては、国等からの受託費及び競争的資金（以下「受託費等」という。）により行う研究開発業務についても、運営費交付金により行う業務に準じ、国及び資金配分機関等における評価が行われていることを踏まえるとともに、法人のマネジメントの在り方の観点をも踏まえつつ、分析・評価を行うべきである。

このような評価を実現するためには、当初の段階から想定されている受託費等及び当該受託費等により行う研究開発業務に係る計画については、法人の年度計画中等において、運営費交付金及びそれにより行う研究開発業務に係る計画とともに一覧できるようにする必要がある。このため、このような計画上の取扱いについて、独立行政法人評価委員会から法人に対して適切な措置の検討を要請することを期待する。

また、国等からの受託費等により行う研究開発業務が、当初計画の想定範囲外のものである場合（当初計画の想定を著しく上回る業務量のものである場合を含む。）には、独立行政法人評価委員会は、法人の研究開発能力向上の観点はもちろんのこと、当該業務を実際に処理した体制・運用の妥当性等の観点からも評価を行うことを期待する。

【研究開発業務の外部委託についての評価の観点】

国等からの受託費等により行う個々の研究開発業務のうち、国等からの受託費等収入に占める外部委託の額が3分の2以上となっているものについては、毎年度の評価に当たって、当該研究開発業務を第一次的に当該法人が担い、その多くを外部委託するという現行体制が不可欠のものか、あるいは効率的・効果的であるかといった観点から評価を行うことを期待する。また、当該研究開発業務のうち当該法人が自ら行う業務についても、独立行政法人が担う業務として適切なものとなっているか、これに充当される費用が適切な水準となっているか評価を行うことを期待する。

【組織・人員の増減についての経年比較】

人事に関する計画その他の計画の実施状況の評価又は業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置の実施状況の評価を行う際には、その一環として、組織、人員の増減（非常勤職員、任期付職員等の増減を含む。）についても経年比較を行い、業務量、業務内容の変動を踏まえつつ分析・評価を行うべきである。